

『労働者派遣事業関係業務取扱要領』の変更に伴う修正箇所

※第2刷より反映

P.35 上から4行目

【訂正前】上記イからトまでのいずれかに該当する者

【訂正後】上記（a）から（g）までのいずれかに該当する者

P.35 下から10行目

【訂正前】規定に違反し又はニ、ホ及びヘの罪を犯したことにより、

【訂正後】規定に違反し又はd、e及びfの罪を犯したことにより、

P.43 下から9行目

【訂正前】厚生労働大臣に開催を申し出た者が実施する

【訂正後】厚生労働省告示（平成27年厚生労働省告示第392号）に定められた講習機関が実施する

P.44 上から15行目

【訂正前】入管法別表第一の二の表の「投資・経営」

【訂正後】入管法別表第一の二の表の「経営・管理」

P.46 上から15行目

【訂正前】派遣元事業主は、aのiからivまでに掲げる

【訂正後】派遣元事業主は、（a）のiからivまでに掲げる

P.49 下から13行目

【訂正前】許可申請事業主に関する財産的基礎（bに該当する小規模派遣元事業主を除く。）

【訂正後】許可申請事業主に関する財産的基礎（（a）、（b）及び（c）については、bに該当する小規模派遣元事業主を除く。）

P.51 上から4行目と5行目の間に挿入

- ・厚生労働省令により提出することとなる貸借対照表又は労働者派遣事業計画書（様式第3号）の「3 資産等の状況」欄により確認する。
- ・「繰延資産」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第106条第3項第5号に規定する繰延資産をいい、「営業権」とは、無形固定資産の一つである会社計算規則第2編第2章第2節の「のれん」をいう。

P.51 上から7行目と8行目の間に挿入

- ・厚生労働省令により提出することとなる貸借対照表又は労働者派遣事業計画書（様式第3号）の「3 資産等の状況」欄により確認する。

P.51 下から 9 行目と 8 行目の間に挿入

- ・厚生労働省令により提出することとなる貸借対照表又は労働者派遣事業計画書（様式第 3 号）の「3 資産等の状況」欄により確認する。
- ・「繰延資産」とは、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 106 条第 3 項第 5 号に規定する繰延資産をいい、「営業権」とは、無形固定資産の一つである会社計算規則第 2 編第 2 章第 2 節の「のれん」をいう。

P.51 下から 6 行目と 5 行目の間に挿入

- ・厚生労働省令により提出することとなる貸借対照表又は労働者派遣事業計画書（様式第 3 号）の「3 資産等の状況」欄により確認する。

P.53 上から 1 行目

【訂正前】び自己名義の現金

- ・ 預金の額について、公認会計士又は監査法人

【訂正後】び自己名義の現金・預金の額について、公認会計士又は監査法人

P.55 下から 2 行目

【訂正前】1 から 4 までの掲げる要件の他、

【訂正後】イからニまでの掲げる要件の他、

P.56 上から 1 行目

【訂正前】（1）派遣元責任者が派遣先国の言語

【訂正後】① 派遣元責任者が派遣先国の言語

P.56 上から 4 行目

【訂正前】（2）海外派遣に際し派遣労働者に対してガイダンスを実施

【訂正後】② 海外派遣に際し派遣労働者に対してガイダンスを実施

P.39～57

上記追加と行調整に伴い、1～8 行が前後のページに移動します。

P.61 上から 12 行目に追加

（平成 28 年 10 月 1 日から、規模 501 人以上の企業については、週の労働時間が 20 時間以上、年収 106 万円以上、1 年以上雇用等に要件を変更）

P.69 上から 4 行目

【訂正前】小数点以下の端数が生じた場合には、

【訂正後】小数点以下一位未満の端数が生じた場合には、

P.75 下から 10 行目と 9 行目の間に挿入

③安全管理措置（個人情報保護法第 20 条関係）

取り扱うデータの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要な措置を講じなければなりません。

P.75 下から 9 行目

【訂正前】③従業員の監督

【訂正後】④従業員の監督

P.75 下から 7 行目と 6 行目の間に挿入

⑤委託先の監督（個人情報保護法第 22 条関係）

個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、委託されたデータの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

P.75 下から 6 行目と 2 行目

【訂正前】④第三者提供の制限、⑤苦情の処理

【訂正後】⑥第三者提供の制限、⑦苦情の処理

P.75～76

上記追加に伴い、6～9 行が後のページに移動します。

P.113 上から 15 行目

【訂正前】及び組織単位も含むものであり、

【訂正後】及び組織単位（組織の名称）も含むものであり、

P.113 下から 14 行目

【訂正前】必要な事項（組織の名称、及び組織の長の職名）を明記

【訂正後】必要な事項（組織の長の職名）を明記

P.118 上から 15 行目

【訂正前】間の紛争を防止するために講ずる措置

【訂正後】当事者間の紛争を防止するために講ずる措置

P.135 上から 18 行目

【訂正前】：終業 18 時

【訂正後】終業：18 時

P.140 上から 3 行目に追加

措置の具体的内容については、許可基準（38 ページ以下）も参照ください。

P.149 上から 3 行目と 4 行目の間に挿入

③派遣労働者が法第 40 条の 2 第 1 項第 2 号による 60 歳以上の者であるか否かの別

P.149 上から 4 行目と 13 行目

【訂正前】③健康保険・厚生年金保険・雇用保険の資格取得届の提出の有無

④派遣労働者の派遣就業の内容が労働者派遣契約の内容と異なる場合のその就業条件の内容

【訂正後】④健康保険・厚生年金保険・雇用保険の資格取得届の提出の有無

⑤派遣労働者の派遣就業の内容が労働者派遣契約の内容と異なる場合のその就業条件の内容

P.149～153

上記追加に伴い、1～5 行が後のページに移動します。

P.155 下から 11 行目

【訂正前】常時雇用される者とそれ以外の者に分けて台帳を作成

【訂正後】有期雇用労働者と無期雇用労働者に分けて台帳を作成

P.155 下から 6 行目と 5 行目の間に挿入

③法第 40 条の 2 第 1 項第 2 号による 60 歳以上の者であるか否かの別

P.155 下から 5 行目以下

上記③の挿入に伴い、P.156 まで続く番号を一つずつ繰り下げ。

P.156 上から 1 行目と 2 行目の間に挿入

令第 4 条第 1 項各号（201 ページ参照）に掲げる業務について労働者派遣をするときは当該番号を付します。

P.167 上から 9 行目

【訂正前】（則第 33 条の 4）。

【訂正後】（則第 33 条の 3）。

P.167 下から 14 行目

【訂正前】（則第 33 条の 4 第 2 項）。

【訂正後】（則第 33 条の 3 第 3 項）。

P.176 上から 12 行目と 13 行目の間に挿入

令第 4 条第 1 項各号（201 ページ参照）に掲げる業務について労働者派遣をするときは当該番号を付します。

P.176 下から 7 行目

【訂正前】・満 60 歳以上のものである者か否か

【訂正後】削除

P.177 下から3行目

【訂正前】⑥派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理

【訂正後】削除

P.198 枠内

【訂正前】

- ① 労働者派遣契約に基づき次の者を派遣します。

〇〇〇〇〇 女 45 歳以上 60 歳未満

××××× 男

【訂正後】

- ① 労働者派遣契約に基づき次の者を派遣します。

(例A)

〇〇〇〇〇 女 45 歳以上 60 歳未満

××××× 男 60 歳未満

(例B)

〇〇〇〇 女 【 a 18 歳未満 (歳) ⑥ 45 歳以上 60 歳未満 c 60 歳以上
d a から c までのいずれにも該当せず】

×××× 男 【 a 18 歳未満 (歳) b 45 歳以上 60 歳未満 c 60 歳以上
④ a から c までのいずれにも該当せず】

P.199 枠内上から1行目

【訂正前】1 派遣労働者氏名 〇〇〇〇

【訂正後】1 派遣労働者氏名 〇〇〇〇 (60 歳未満)

P.200 枠内上から1行目

【訂正前】1 派遣労働者の氏名 □□□□□

【訂正後】1 派遣労働者の氏名 □□□□□ (60 歳未満)

※下記様式等の差し替えにつきましては、『様式新旧対照表』をご覧ください。

P.78～79 労働者派遣事業関係手続提出書類一覧

P.92 様式第15号

P.182～185 労働条件通知書（派遣労働者用；常用、有期雇用型）

P.186～187 労働条件通知書（派遣労働者用；日雇型）

P.188～190 モデル就業条件明示書

P.194～196 モデル就業条件明示書（日雇派遣・携帯メール用）

『派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針』の変更に伴う修正箇所

P.343 上から4行目

【訂正前】高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者

【訂正後】高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者

P.354 上から4行目

【訂正前】学校（小学校及び幼稚園を除く。）、

【訂正後】学校（小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び幼稚園を除く。）、

P.354 上から4行目

【訂正前】職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に掲げる施設

【訂正後】職業能力開発促進法第15条の7第1項各号に掲げる施設